

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第49号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略 (1)～(9) 略 (10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,600円</u> (11) 選挙立会人 日額 <u>8,800円</u> (12) 略 2 略</p>	<p>第2条 報酬は、次の区分による。 (1)～(9) 略 (10) 選挙長及び選挙分会長 日額 <u>10,700円</u> (11) 選挙立会人 日額 <u>8,900円</u> (12) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。